

室 報



部落問題研究班フィールドワーク（神戸）

◀ 目 次 ▶

部落問題研究班フィールドワーク（神戸） … 2	書 評『トランスジェンダーの生活史～ 多様なジェンダー形成を切り開くために』… 10
台湾の学校給食と「食マイノリティ」 …… 4	書 評『基礎ゼミ ジェンダースタディーズ』… 11
残癡管見ノート(2) ～古代中国における法制と障害者～… 7	公開講座・研究学習会・フィールドワーク・ 編集後記… 12
アウシュビッツを訪れて… 9	

部落問題研究班フィールドワーク（神戸）

内田 龍史

はじめに

2025年9月3日（水）、部落問題研究班が主催するフィールドワーク（神戸）を実施し、研究員10名が参加した。

まず、午前中は神戸市生涯学習支援センター コミスタこうべ（神戸市中央区）にて、ひょうご部落解放・人権研究所研究員の北川真児さんより、「兵庫の部落問題の現状と課題～阪神淡路大震災から30年」と題して兵庫の被差別部落（以下、部落と略）の実態、部落解放運動の展開、部落問題学習の変化、インターネットなどを介した部落差別事件や同和地区の問合せなど、部落問題の歴史と現状について学ぶとともに、阪神・淡路大震災から30年を経て、当時の被害実態やその後の部落解放運動による支援の広がりについてお話を伺った。以下ではその概要を紹介する。

兵庫県内の部落は350～360ヶ所存在するとみられ、西日本でも最大規模の都市型部落もあるが、圧倒的多数は5～10軒程度の小数点在である。「兵庫五国」と呼ばれるように兵庫県は多様な地域から構成されており、部落の実態も多様であることから、全国水平社創立の頃から部落解放運動が統一的に展開しにくい状況にあった。それでも1960年代には部落解放同盟による国策樹立請願運動、1970年代には差別事件や差別行政に対する糾弾闘争が行われ、部落解放運動は1980年代に最盛期を迎える。しかし、2002年の同和対策に関する特別措置法の期限切れ以降、少子高齢化もあって小数点在の地域では部落解放同盟支部を維持することも困難な状況があり、進学・就職などで部落を離れた人を含む新たな組織形態の模索が続いている。

部落解放運動に参加する層においても変化が見られる。部落に居住しておらず、親やさらにその親世代は被差別部落出身者であるが、自身をそうとらえない若者も増えてきた。かつて多くの部落では「解放学級」が組織され、そこでの学習を通じて子どもたちの「社会的立場の自覚」を促す取り組みが行われていたが、現在、

部落の子どもたちだけで組織されている学級はほとんどなく、その目的も「差別に負けない子どもを育てる」から、地区外の子どものも含めて「差別を許さない仲間づくり」へと変化している。また、これらの学習によって部落に対するポジティブな認識が育まれてきたことも事実であり、最近はそのノウハウを活かし、子どもの居場所づくりのための新たな活動に取り組み始めた地域もある。

その一方で、インターネット上の部落差別は深刻である。YouTubeで近畿・中四国の部落を中心に700本近い探訪動画を投稿しているチャンネルがあるが、その特徴としては部落だけではなく、廃墟やバラック群、老朽化した公営住宅など、廃墟マニアや心霊スポットと同じようなジャンルとして取り上げている。同和地区の摘示は法務省による依命通知違反になるため、違反にならないよう動画のタイトルを変えるなどして投稿が続いている。2020年以降、把握されているだけでも7つの動画アカウントで兵庫県内の部落がさらされている。全国的には約30のチャンネルがあり、そのうち6つは再生回数が1000万回を超える。ほかにも部落差別や部落解放運動に関するデマは多く拡散されており、それらに対する正確な情報をSNSで発信するよう務めている。

このようなインターネット上の差別に対抗するために各地でモニタリングが進んでいるが、そのトップランナーは尼崎市である。また、2016年の部落差別解消推進法制定以降、兵庫県においても部落差別を解消するための条例制定が進んでおり、これらの条例を根拠としてインターネット上の差別への取り組みが進んできた。ほかにも同和地区の問合せ事象が近年頻発しており、部落・同和地区に対する忌避意識は根強いことから、兵庫県・宅建協会・全日不動産協会などへ県レベルでの研修会の実施や、再発防止に向けた取り組みを推進するよう要請してきた。

これら特措法限切れ以降の部落・出身者・差

別事象の変化とともに、学校での人権・同和教育、部落問題学習のあり方も問われている。同和教育最盛期を経験した層が退職し、現場でそのノウハウが継承されず、かつては新転任研修などで具体的な人や地域と出会い、部落出身者の想いや願いを学ぶ機会があったが、特措法限切れ後はそのような機会が減少・喪失しつつある。とは言え部落差別は現存しており、それらに対抗したり、差別を許さない仲間づくりを進めるためにも、経験のない教員であっても実践を行う必要がある。そのための手がかりが得られるよう、ひょうご部落解放・人権研究所で「これからの部落問題」学習プログラム作成研究会を2014年に立ち上げ、その成果を『はじめてみよう!これからの部落問題学習——小学校、中学校、高校のプログラム』（解放出版社、2017年）としてとりまとめ、発刊した。現在、二冊目の出版を目指して研究会でその内容を検討中である。

今年、1995年1月に発災した阪神・淡路大震災から30年を迎えた。兵庫県内の部落においても神戸市内を中心に死者189名、負傷者260名、全壊5,828戸、半壊1,232戸の被害があった。特に老朽化した改良住宅や木造住宅の倒壊が人的被害を大きくしたが、午後からのフィールドワークで訪問する地域は壊滅的な被害を受けた場所でもある。部落解放同盟兵庫県連合会は、災害対策本部を設置して支援活動を行うとともに、災害支援基金を設置した。また、全国各地の部落解放同盟組織による支援活動も活発に行われた。阪神・淡路大震災以降も被災地NGO協働センターと協力し、各地で生じた災害に対して全国組織である部落解放同盟のネットワークを活かした支援活動を行ってきた。

以上が講演概要であるが、北川さんとの意見交換を兼ねた昼食後、賀川豊彦記念館を訪問し、西日本最大のスラムと呼ばれた新川エリアで多様な支援活動を行った賀川豊彦の足跡に触れ、今回のフィールドワークの企画者でもある部落問題研究班の吉村智博研究員から以降のフィールドワークの概要についてレクチャーを受けた。訪問したのはいずれも歴史的な成り立ちが異なる3つのエリアであるが、現在は環境改善によって高層の住宅が建ち並ぶ町並みとなっている。

賀川豊彦記念館を出発した後はその南に位置する新川エリアを踏査し、賀川豊彦生誕100年記

念モニュメントを視察後、JR神戸線沿いから歩いて宇治川エリアを訪問した。宇治川エリアからは神戸市営地下鉄西神山手線大倉山駅から長田駅まで移動し、阪神・淡路大震災で甚大な被害を受けた番町エリアを踏査し、神戸フィールドワークを終えた。

9月初旬の実施となり、猛暑のなかでの踏査であったが、兵庫県ならびに神戸市内における部落問題の現状について現地で学ぶことができ、たいへん有意義な機会となった。ご講演くださった北川真児さん、午後のフィールドワークを企画してくださった吉村智博さんにあらためてお礼申し上げます。ありがとうございました。

(社会学部教授)



写真1:北川真児さんの講演(コミスタこうべ)



写真2:新川エリア



写真3:賀川豊彦生誕100年記念モニュメント



写真4:宇治川エリア



写真5:番町エリア

台湾の学校給食と「食マイノリティ」

山ノ内 裕子

1.はじめに

2025年2月23日から27日にかけて、台湾の台北市と桃園市でフィールド調査を行なった。2018年以降、私は食物アレルギーや宗教などの理由から、周りと同じ食事をとることができない「食マイノリティ」に関する研究を行うため、共同研究を開始し、日本国内の公立小学校や教育委員会、給食センターを訪問し、先進的な事例を収集してきた。また、食物アレルギーの当事者コミュニティやムスリム女性のコミュニティに入り込み、インタビューや参与観察を重ねてきた。

しかし、日本の学校と異なり、海外の学校ではどのような給食が提供されているのか、どのような制度や文化的背景が存在するのかについては、十分に分かっていなかったため、共同研究者たちと一緒に、海外比較調査を新たに始めることにした。その第一弾の調査地として選んだのが、学校給食制度を持つ台湾である。台湾では国民の約一割が素食（オリエンタル・ベジタリアン）を実践しており、さらに1990年代以降は移民の受け入れが始まり、韓国と同様に積極的な社会統合政策が進められてきた。

本調査では、台北市立文湖小学校および西湖小学校、そして自校のみならず文湖小、西湖小を含めた計4校に給食を供給する共同給食調理施設をもつ麗山小学校の三つの小学校を訪問した。また、婚姻移民を中心とする「新住民」の生活支援を行う台北市萬華新移民会館と桃園市新住民文化会館を訪れ、市職員やスタッフから日常的な取り組みについて話を聞いた。

さらに、大享食育協会や桃園市新移民女性ケア協会といった民間団体にも足を運び、給食・食育を軸にした活動や、新住民女性たちの自助的な取り組みについて学んだ。あわせて、台湾人男性と国際結婚し、日常生活のなかで「食マイノリティ」として子育てを行っている新住民女性たちへのインタビューも実施した。

2.台湾の新住民政策と新住民会館

台湾は、1990年代以降の外国人労働者受け入れや婚姻移民の増加を背景に、多民族・多文化社会としての姿を強めてきた。2000年代以降は、東南アジア出身の女性を中心とした婚姻移民を「新住民」と位置づけ、2007年以降、教育・文化・生活支援を含む包括的な統合政策を展開してきた。今日では、台湾籍の有無を問わず、新住民およびその子どもを対象とした多様な社会統合支援が展開されている。とりわけ、首都である台北市と、同市に隣接する桃園市は、台湾で最も人口が多く移民都市として知られる新北市や台湾南部の高雄市と同様に、多くの新住民が生活している。

内政部移民署の統計によれば、2025年4月現在で、婚姻移民である新住民配偶者の人口は60万人を超える。そして、台北にはおよそ68,616人、桃園市は69,510人の新住民配偶者が居住している（内政部移民署 2025）。内訳としては、中国からの移住が6割を占め、ベトナム（20.14%）とインドネシア（5.37%）、香港・マカオ（3.79%）、フィリピン（2.03%）、タイ（1.76%）、カンボジア（0.72%）、日本（1.0%）、韓国（0.38%）、その他（4.59%）である。こうした、新住民を対象とした地域における政策の拠点となっているのが、台湾の各地にある新住民会館である。新住民会館は、母語教育や通訳サービス、文化交流を通じて、日常生活の場で文化資源が活かされる基盤を支えている。

台北市には二つの新住民会館が設立されており、市民政局の主導のもと行政と民間団体が協働して運営されている。今回訪問したのは、そのうちのひとつである萬華新住民会館【写真1】である。館内には地域史を伝える展示スペース（萬華歴史展示センター）も併設され、単なるサービス窓口ではなく、多文化共生の象徴的な拠点として機能していた。



【写真1】台北市萬華新住民會館と萬華歴史展示センター
(筆者撮影)



【写真2】桃園市新住民文化會館 (筆者撮影)

同様に、2018年に開館した桃園市新住民文化会館では、ベトナム語・インドネシア語・タイ語・ビルマ語・英語など複数言語の常勤通訳が配置され、生活・就労・婚姻・育児に関する相談、語学講座、文化交流プログラムが展開されていた。母語での読み聞かせや料理教室、舞踊・朗読劇など、多文化を資源とする活動が日常的に行われている点も特徴的であった。

3.民間団体での聞き取りから

今回の調査では、民間団体の訪問も実施した。大享食育協会は2000年代に設立された食育についてのシンクタンクで、栄養教育にとどまらず「食を通じた社会的つながりや文化継承」を重視してきた。学校給食を通じた日台の交流にも積極的で、日本の「給食甲子園」に参加したり、逆に、台湾でも全国給食コンテストを実施して、日本の給食関係者を台湾に招待したりしてい

た。日本の食育研究やその実践は、栄養学などを中心に行われているが、同協会秘書長の黄嘉琳さんは米国で多文化教育を学んだ経験を持っている。同様に、同協会の研究員たちも社会学や歴史学に詳しいのが特徴的であった。

さらに、民間団体の一つである桃園市新移民女性ケア協会も訪ねた。同協会は2008年に設立され、新移民女性の人権保護と生活支援を目的に活動を開始したとのことである。当時、差別的に「外籍新娘（外国人花嫁）」と呼ばれることも少なくなかった社会状況に対し、当事者女性たちが声を上げて作ったのが同協会であった。

活動は、家庭内暴力や法的トラブルの相談対応から、行政手続きや通訳支援、母語教育や文化交流まで幅広く展開されていた。国別の分会（インドネシア・ベトナムなど）が置かれ、宗教や文化背景に応じた細やかな活動が進められていたことも印象的であった。学校との協力により母語授業を実施するなど、教育現場への関わりも見られた。女性たちの自立を促進するためにオリジナルの商品（調味料）を作っており、お土産にいただいた。同協会では女性たちの起業も積極的に応援している。

4.「素食」と弁当持参

台湾では仏教や道教の影響を受けた素食（ベジタリアン）文化が広く浸透し、素食と普通食の二種類が制度として日常的に提供されている。訪問した二つの公立小学校、アレルギーや宗教的制約への対応が柔軟に行われ、給食の選択や弁当持参が尊重されていた。また、学校のみならず、聞き取りや観察から、多民族・多言語社会である台湾では、選択を前提とする実践が現場に根付いているのではないかと考えた。

一方、日本ではアレルギー対応こそ制度化が進んでいるものの、宗教・文化への配慮は弱く、弁当対応に委ねられがちである。背景には、学校文化における「みんな同じ」を重視する規範や、給食を教育活動として位置づける文化的前提が挙げられよう。その結果、弁当対応が家庭に負担として集中する場面が見られる。台湾の事例は、制度の設計だけでなく、文化的規範や日常実践が重なり合って、文化や宗教、民族の多様性を支えていることを示している。

学校側の説明では、素食の選択や弁当持参は日常的とのことであった。新移民会館や前述の民間団体での聞き取りでも、同様の回答であっ

た。日本の学校文化では、給食の時間、自分だけ異なる弁当を食べることが、子ども自身に「みんな同じ」という「共食」の輪から外れたように感じさせ、教室での居心地の悪さにつながることもある。そのため、日本では持参弁当を学校の献立に似せる傾向が見られる。

しかし、台湾では、『おいしくない給食を食べるのは孫がかわいそう』と言って、祖父母が弁当を作って毎日学校に届けている子もいる」というエピソードが校長から語られるように、給食を食べないという選択肢が、当たり前のように学校にあった。そして冷たい食事ではなく、温かい食事を食べることが台湾の食文化であることもあいまって、持参した弁当を温めるためのスチーマーも学校に常備されている。

日本の学校では、給食が食べられない子どもたちは、衛生上の理由から、校長室や職員室などの冷蔵庫に持参した弁当を保管することが一般的である。子どもたちは、他の友達が温かい出来立ての学校給食を食べるのを横目に、冷えた弁当を食べることが日常となっている。給食の提供のみならず、弁当持参においても、日本と台湾の対応の差がとてども対照的であった。



【写真3】文湖小学校での給食時間の様子（筆者撮影）



【写真4】西湖小学校でいただいた学校給食（筆者撮影）

5.おわりに —— 台湾調査をふりかえって

今回、初めての台湾調査、それも台湾訪問自体が初めてということもあり、帰国直後は、「台湾すごい！」と両手をあげて絶賛していた。しかし、調査資料や参考文献を改めて読み直すうちに、あまりにも自分が脳天気であったことに気付かされた。

台北市内の小学校では、「外国人児童」のために英語と中国語のバイリンガル教育が行われていたが、その主な対象は短期滞在の外国人駐在員の子どものみに限定されていた。新住民の子どもは「継承語」として母語教育を受ける機会はあるものの、学校が掲げる「グローバルエリート向け」プログラムの対象外であった。この点については今後の課題とし、台湾の移民政策や学校教育についてさらに資料を集め、考察を深めていきたい。

この6年間、「食マイノリティと学校給食」研究として、主に国内の実践を見てきた。今後は、学校給食という身近な実践を手がかりに、今回の台湾調査を含む国際比較も進めながら、社会や学校の中で食の多様性がどう保障されるかを文化の視点から丁寧に描き、その知見から、学校におけるさまざまな多様性の保障を考えていく所存である。

<謝辞>

本調査は私にとって初の台湾訪問でもあり、多くの先生方にお世話になりました。台湾訪問歴が豊富で、徳明財經科技大学をご紹介いただき、現地調査をご一緒した熊本大学教授・山城千秋先生、桃園市で通訳とコーディネートを担ってくださった尚綱大学准教授・村島健司先生（本研究室元研究員）、そして台湾側で調整を行ってくださった徳明財經科技大学准教授の蕭玉燕先生、通訳をご担当くださった同大学助教授の陳慧瑩先生・翁慈徽先生に、心より御礼申し上げます。

なお、本調査は、科研費基盤研究（C）「食マイノリティの「合理的配慮」に関する研究—アレルギー対応と宗教対応の観点から」（課題番号：22K02269）の助成を受けて実施したものです。ここに記して謝意を表します。

（文学部教授）

残癘管見ノート(2)

～古代中国における法制と障害者～

姜 博久

1. はじめに

今回書かせていただくのは、古代中国における障害者法制の簡牘史料で私がいまだ判然としない「癘」と「罷癘」に対する解釈である。探索してきた簡牘史料の訳注や論文では多くの場合、「癘」≒「罷癘」との解釈に立っている。また、ほとんどの論者は「癘」=身体障害者と訳しているのだが、唐王朝の律令法規では知的障害、精神障害も障害者の枠に含まれる。「癘」が身体障害者以外の広い概念で用いられた可能性も捨てきれない。古代中国の辞書『説文解字』を参照する研究者も多いのだが、『説文解字』の解釈をそのままの前提とすることにも疑問を禁じ得ない。以下、この「癘」をめぐる研究上の解釈がどのような史料に基づいてなされているのか触れたいので、「癘」と「罷癘」に対する推測を述べてみたい。

2. 「癘」および「罷癘」の史料

古代中国の文献史料において漢字の字義をめぐって引用されるのが後漢王朝の許慎が編んだ『説文解字』という辞書である。その『説文解字』で「癘」は、次のように書かれている。

① 癘、罷病也。[段注、病當作癘。罷者、廢置之意。凡廢置不能事事曰罷癘。平原君傳、躄者自言不幸有罷癘之病。然則凡癘疾皆得謂之罷癘也。(略)。] ([]内は原文に付された注釈文を表す)

【訳】癘とは、^{ひひょう}罷病のことである。[段注は、「罷病」の「病」とは本来は「癘」と作るべきであるとする。「罷」とは、「廢置」の意味である。「廢置」とは、役職に事えることが不可能だから「罷癘」というのである。平原君伝(史料②)には、「^{ひしや}躄者」は自ら不幸にして罷癘の病ありと言ふとある。すなわち「^{はいしつ}癘疾」は皆「罷癘」と言い得るのである。]

一方、その段玉裁(清王朝の学者)が引く史記列伝平原君伝の内容とは次のとおりである。

② 平原君家樓臨民家。民家有躄者、槃散行

汲。平原君美人居樓上、臨見、大笑之。明日、躄者至平原君門、請曰、(略)臣不幸有罷癘之病、而君之後宮臨而笑臣、臣願得笑臣者頭。[集解、徐廣曰、(略)罷癘謂背疾、言腰曲而背隆高也。]

【訳】平原君の住まいの望楼は民家に隣接していた。民家には足の不自由な者があって、よろめきながら出かけて行って水を汲むのであった。平原君の(略)容姿の美しい女が望楼の上に居て、(略)見おろしてひどく笑った。その翌日、足の不自由な者は平原君の家門までやって来て請うて言った、「(略)私は不幸にして^{くろ}尪癘病(背が曲がって身の丈が低い：筆者注)にかかっております。ところがあなた様の御側室は臨み見て私を笑いました。私は、私を笑った者の首を頂戴したい」と。[『史記集解』で徐廣は言う。「罷癘」とは背の疾病を言い、腰が曲がって背中が隆起して高くなっていることを言うのだと。]

(新釈漢文大系『史記(九)《列伝》二』大修館書店)

次は、『漢書』高帝紀の記事に付された西晋・南宋王朝の如淳と唐王朝の顏師古という学者の2つの見解である。

③ 如淳曰、律、年二十三傅之疇官、各從其父疇學之、高不滿六尺二寸以下爲罷癘。

【訳】如淳曰く、^{りつ}律には年齢が二十三歳になれば代々の官僚の名籍に記載して(成人と認め)、それぞれその父に従って学び、背丈が六尺二寸に満たずそれ以下は罷癘と為す。

④ 年老癘病、勿遣。[師古曰、癘、疲病也。]

【訳】高齢または癘病は、使役してはならない。[師古曰く「癘」とは「疲病」のことである。] また『漢書』食貨志には以下のような記述もある。

⑤ 下令曰、漢氏減輕田租、三十而稅一、常有更賦、罷癘咸出(略)。

【訳】法令を下して曰く、漢王朝では田租を軽減し、三十のうち税は一、常に税や労役はあるが、罷癘は出すを減(咸)じる。

さらに、儒教の統治について記された『周

礼』という書物には、後漢の鄭玄^{しやうげん}という学者の次の2つの注釈が伝わる。

⑥ 以保息六養萬民、(略)五日寛疾。[鄭注、寛疾、若今癰不可事、不算卒、可事者半之也。]

【訳】生活を安定させて人口を増加させる政策で広く万民を養う。その五に曰く疾病者を寛大に扱う。[鄭玄注は、「寛疾」とは、いまの癰にして事えることができないごときは使役対象者として算定しないが、事えることができる者は半分に算定する。]

(『周礼』地官大司徒)

⑦ 以辨其貴賤老幼癰疾。[鄭注、癰疾、謂癰病也。]

【訳】それ貴賤老幼癰疾を処置すること[鄭玄注は、癰疾、癰病と言う。]

(『周礼』地官小司徒)

これに加えて、漢王朝初期に記された史料③と類似した内容の簡牘史料もある。

⑧ 當傅、高不盈六尺二寸以下、及天鳥者、以爲罷癰(癰)

【訳】成人して名籍に記載するとき、背丈が満たず六尺二寸以下および天鳥^{てんう}は罷癰と為す。

(富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』

訳注篇 三六三C245簡)

さらに、役務労働挑発に関する2つの簡牘史料を掲げておこう。

⑨ 諸當行粟、獨與□父母居、老如皖老、若其父母罷癰者、皆勿行。金瘡、有□病、皆以爲罷癰。可事如皖老。其非從軍戰瘡也。作徭官四更。不可事、勿事。

【訳】穀物を運搬するにあたり、ただ□父母と同居する、老であって皖老^{かんろう}の部類に入る、もしくはその父母が罷癰である場合には、いずれも運搬には使役してはならない。刀物等の傷、□病を患っている時には、いずれも罷癰と見なす。役務に耐える場合には、皖老²⁾の部類に入れる。それが従軍によって傷痕した場合でなければ、官署で四交代の輪番の役務をする。役務に耐えられないときには、使役してはならない。

(⑧同書 四〇八～四〇九簡)

⑩ 罷癰(癰)守官府、亡而得、得比公癰(癰)不得？ 得比焉。

【訳】官府の守衛の任にあった罷癰が逃亡して捕らえられた。公傷による癰と同様の扱いを受けられるのか？ 同様の扱いを受けられる。

(松崎つね子『睡虎地秦簡』汲古書院)

3. 「癰」および「罷癰」に対する推測

こうして「癰」と「罷癰」に関してよく引用される史料を並べてみると、その内容が曖昧模糊としている印象を受ける。とりわけ「癰」については、①④⑦⑨が使役に耐えないか、穀物運搬の使役に家族を挑発できないほど介助が必要な存在として説明している一方で、③⑤⑥⑧⑩は背丈の低さを問題にしていたり、租税や役務を減額したり、守衛さえできるものとしている。⑧⑨⑩の秦王朝～漢王朝初期の当時に直接示す簡牘史料の間でさえ内容はつかみ難い。①～⑦はいずれも伝世した文献史料に載る注釈であり、年代も広く、その内容を比較することさえ無理があるかもしれない。また、②などは簡牘史料に近い時代とはいえ、その内容は、水を含みによるけながらも行けていることから、障害の内容を軽重で判断することもできない。

ただ、ここで注意しておいてよいと思うのは、③⑧で背丈の低い人たちを「罷癰」としていることである。もし、背丈の低い人≒低身長症の侏儒が多かったとすれば、後の唐王朝で侏儒が重度障害の癰疾に列挙されていること。さらに漢王朝の時代から罪を犯した場合の拘禁において侏儒が妊婦等と同様に首かせや手かせ足かせを許されていたこと(おそらく、侏儒の場合は低身長の骨形成不全による頻繁な骨折等を、妊婦は流産等を防ぐ意味があり、唐王朝でも法規定があった)。また、古代日本の日本書紀などで侏儒が弓矢の技術を競い、貴人の側近や護衛役も勤め得たことが想定できることなどから考えれば、ここに上げた「癰」や「罷癰」の史料全体に低通するのは、「癰」が障害者や病者の一般表現であり、「罷癰」は清朝の段玉裁(史料①)が指摘しているように、重度の障害者や病者を表現していた(そこには戦傷病を含めた公傷も対象に含まれていたかもしれない)との見解が導き出せる可能性があるのではないだろうか。

1) 「天鳥」については、中国の訳注本が聴覚障害のことかと推測しているが、⑧引用書の解説では文字の誤読の可能性もあるため現在のところは不明としている。

2) 「皖老」とは爵位別に基準年齢を超えた労役挑発免除高齢者。

3) 姜博久「侏儒に関する一考察—障害者の存在形態をめぐる憶説—」(『古代史の研究』11、2004年)

(委嘱研究員)

アウシュビッツを訪れて

宮本 要太郎



アウシュビッツ・ビルケナウ強制収容所へと続く線路。
いまでも沈黙のまま、過去へとまっすぐ通じているようだった。

ポーランドの曇り空の下、ゆっくりとアウシュビッツ収容所の入口へ近づく。鉄製の門に掲げられた「ARBEIT MACHT FREI（働けば自由になる）」の文字は、錆びつきながらも訪れる者の胸に重くのしかかる。門をくぐった瞬間、言葉が遠のいた。そこには観光地のざわめきではなく、時間そのものが止まったかのような静寂が広がっていた。

整然と並ぶレンガ造りの建物。中に入ると、無数の靴、眼鏡、髪の毛、子どもの衣服がガラス越しに積まれている。その一つ一つに、かつて確かに生きていた人々の存在が宿っている。数字では捉えきれない命の重さが、空気の中に沈殿していた。

しかし同時に、これを単純に「愚かさ」としてのみ捉えることにもためらいがあった。そこには人間の理性や制度、宗教、科学が総動員されていたという事実がある。つまり、愚かさと同居したところにこの惨劇は生まれた。だからこそ、忘れないことが「賢さ」への唯一の道であり、記憶し続けること自体が抵抗なのだと感じた。

アウシュビッツとヒロシマ。二つの地名は異なる文脈にありながら、人間が生み出した破壊の極限として響き合っている。前者は思想や制度の名の下に人間が人間を抹消しようとした場所、後者は科学と戦争の結託がもたらした地獄の象徴。どちらも、近代文明の影の部分に露わにした鏡であり、「これを繰り返してはならない」という誓いを人類に刻んだ。

だが今、世界はその教訓をどう受け止めているだろう。ウクライナの戦禍、ガザの惨状。人間はいまだに同じ過ちを繰り返しているように見える。歴史は無知からではなく、「知っていながら」繰り返されるのだ。

平和のための闘いは、戦争のための戦いよりもずっと困難で、そして高貴である。戦争には敵がいるが、平和には敵がない。沈黙、言葉、行動——どの手段を選ぶかは文脈によって異なる。アウシュビッツのような場所では沈黙が最も深い証言になり、国際会議では言葉が、そして苦しむ人々の現場では行動が求められる。その選び方こそが「平和を守るための闘い」なのだと思う。

今回の訪問では、犠牲になった方々を悼み、二度と同じ悲劇を繰り返さぬために、少なくとも自分がそれに加担しないために、何が大切かを考え続けた。そのために訪問前に二人の女性の著作を読んだ。一つはアンネ・フランクの『アンネの日記』。もう一つはアンナ・ゼーガースの『第七の十字架』である。彼女たちの言葉に触れていたことで、当時の欧州の空気をよりリアルに感じる事ができた。

沈黙の中に立つと、祈りとは単に神に向ける言葉ではなく、自分自身への問いかけでもあることに気づく。敷地を後にする頃、空は少し明るくなっていった。午後の光がフェンスに反射し、鉄条網がかすかに銀色に光っていた。その瞬間、過去と現在、絶望と希望が交わる一点を見た気がした。

アウシュビッツは「終わった過去」ではない。人間がどこまで残酷になり得るかを示す場所であり、同時に、いま私たちがどこへ向かおうとしているのかを問い続ける場所でもある。沈黙を守ること、言葉を選ぶこと、行動を起こすこと——そのすべてが祈りであり、未来への責任なのだと思う。
(文学部教授)



遭された焼却炉の跡。人間の理性と制度が結託した果てに、このような残酷さが生まれた。(撮影はいずれも筆者)

書評

宮田りりい(著)

『トランスジェンダーの生活史～ 多様なジェンダー形成を切り開くために』

(晃洋書房、2025年)



評者：井谷 聡子

本書は、宮田りりいさんの博士論文をベースにした初の単著である。本のタイトルが示す通り、広義に「トランスジェンダー」と表現される人々の「性別越境を伴う生活史」を中心に、性規範が当事者らにもたらす困難や葛藤、規範への抵抗のあり方が丁寧に分析されている。また、博士論文をベースにしつつ、トランス当事者としての著者自身の生活史を編み込むことで、断片的になりがちな研究協力者たちの語りを、より立体的に、「リアル」に感じられる作りになっている。トランスの人生をただの「データ」や「議論のネタ」としてではなく、痛みも喜びも葛藤も変化もある個々の人間として浮かび上がらせることで、恐れや偏見に支配された薬人形のようなトランスをめぐる議論に命を吹き込んでくれるような読後感である。

本書は5章で構成されており、第1～4章にはそれぞれ「りりいの生活史」と題したコラムが差し込まれている。「トランスジェンダーの社会問題化」と題された第1章では、文献の検討を通じて1990年代以降、日本でトランスジェンダーがどのように問題化されてきたかについて、医療の時代、法の時代、教育の時代という区分を用いながら見取り図を示している。第2章では、研究協力者たちが社会との関係の中で自己をどのように解釈するのかについて、その「過程、多義性、変化」を見出そうとする。またそれを社会歴史的に位置付けることで、当事者の自己認識が自己と環境の関係性の中でダイナミックに形成される様を描き出す。ここでは、性別移行への頑なとも言えるこだわりを示す「固着するトランス性」、性別移行への葛藤を覚えながら妥協点を探るようにして生活する「妥協するトランス性」、性別移行への葛藤が生涯を通してそれぞれ異なるかたちへと変化していく「変容するトランス性」という3つの分類が見出されている。第3章では、トランスの当事者が直

面する困難の源泉を明らかにしようとする。困難の源泉を「心身の性の不一致」という個人の内在的要因に求める性同一性障害という枠組みは、シスジェンダー至上主義に基づく社会制度や文化といった重大な困難要因を捉え損ねるがゆえに効果的な支援に多くの問題を抱える、と著者は指摘する。第4章では、特に女装者に焦点を当て、当事者たちが直面する困難について考察している。

本書では、トランスというあり方や困難経験の分析に構築主義アプローチをとることで、医学モデルから社会モデルへの変革がなぜ重要なのかを説得的に明らかにした。これはより効果的な支援を行う上で重要なだけでなく、現在の米国のようにトランス差別が高まった時に、医学モデルは「病気の人だから正しい判断ができない」といった理由で医療へのアクセスを制限する動きに利用されてしまうという点においても重要である。

一方で、構築主義理論を用いたアプローチで生み出された「データ」には、女や男、性同一性障害など既存の言葉で自己を認識したり表現したりしつつ、それをずらず実践も捉えられている。さらに、出生時に割り当てられた性別で社会化されても、それに違和感を覚え、物質としての身体と向き合い、医療行為や服装や化粧といった非医療行為によって作り変える過程が描き出される点は非常に興味深く、ポスト構築主義理論を用いた考察も興味深いものになるかもしれない。また、「トランスジェンダーの教育支援」と題された章では、当事者らの学生時代の経験を主に分析しているが、性同一性障害という枠組みに基づいた教育支援がどのように経験されたのかについての記述は見られない。研究協力者の年齢による制約と思われるので、この点についても著者の今後の研究で深められていくことを期待したい。(文学部教授)

書評

守如子・前川直哉編著

『基礎ゼミ ジェンダースタディーズ』

(世界思想社、2025年)



評者：永富 真梨

『基礎ゼミ ジェンダースタディーズ』は、世界思想社の「基礎ゼミシリーズ」の1つである。このシリーズは、「レポートやグループワークに初めて触れる学生の、アクティブな学びを引き出す教科書」とされ、2017年の『社会学』を皮切りに、『宗教学』『メディアスタディーズ』『社会福祉学』『政治学』が刊行されてきた。本書『ジェンダースタディーズ』はその最新作にあたる。

本書は「現在の私たちが知っておくべきジェンダーに関する知識を提供するとともに、具体的な事実やデータ、分析にもとづいて」(p.7) 読者と考察を深めていくことを目的とし、全4部構成、「はじめに」に加えて15章から成る。

第I部「ジェンダーの視点を身につける」では、「女らしさ・男らしさ」が社会でどのように構築されているかを考察する。第II部「わたし」のまわりのジェンダー」では、女性のメイク、男子の遊び、学校生活、スポーツなどの若い世代の読者に身近な体験から、ジェンダー研究の視点をを用いて批判的に考察することを促す。第III部「社会の課題とジェンダー」では、少子化、家族、女性専用車両、SNSとフェミニズムなど、社会問題として知られるテーマを取り上げる。第IV部「インターセクショナリティの視点で考える」では、フェミニスト障害学、人種主義とジェンダーの概念、ジェンダーとセクシュアリティの概念の交差に焦点を当て、それまでの章でも用いられていたインターセクショナリティの視点をさらに掘り下げている。巻末には、各章の引用・参考文献が整理され、授業で活用できるワークシートや資料も提供されている。

本書で挙げられている6つの特長のうち、特に注目すべきは、インターセクショナリティの視点が重視されていること、多様な性のあり方を前提とすること、ジェンダー研究を読者にとって身近なものとして提示する工夫がなされていること、であろう。学部生向けの教科書として、

これら3点を同時に実現している例はきわめて少ない。

インターセクショナリティについて理解するには、ジェンダーのみではなく、他のアイデンティティや立場、それによって強要されてしまう社会での体験も丁寧に説明することが要求される。本書では、こうした複雑な体験や概念が、実際の社会での営みに即して理解できるように、わかりやすい言葉で詳述されている。多様な性のあり方を前提とすることも補足的に扱うのではなく、巻頭の第I部第3章「LGBTは私のまわりにはいないのか?」で本格的に取り上げている。

さらに、各章の執筆者のジェンダーとの関わりや個人的な体験も紹介されている。このことは、ジェンダーとセクシュアリティについて研究することが、学生に限らず、誰にとっても身近なことで、重要な営みであることを教えてくれる。

第3章を執筆した堀川修平は「わたしとジェンダー」のコラムで、「大人になってからジェンダー・セクシュアリティについて学ぶ中で、自己変容し、この社会にある生きづらさに気づくだけでなく、変革するための術を問おうと思いました」と述べ、「あなたも、「正解」を暗記する学びを離れ、手探りでもいので社会を変えるための知識を自分たちで作りだしませんか」(p.43)と呼びかける。この言葉は、想定された学生の読者のみならず、研究者である私たちにも強く響くのではないだろうか。ジェンダースタディーズは人間の営みと密接に結びつく学問であることを、改めて実感させる一節である。

本書は実際の授業でそのまま利用できるワークが多数紹介されており、少人数で運営されている大学のゼミなどで有用である。同時に、ジェンダー研究を続ける大学院生や研究者にとっても、初心に立ち返る機会を与えてくれる学術書でもある。

(社会学部准教授)

2025年度 人権問題研究室 公開講座

回	日程	テーマ	講師	会場・時間
119	5月23日(金)	「部落問題と向きあう若者たち」と向きあう	内田 龍史 (研究員、社会学部教授)	尚文館 マルチメディア AV大教室 午後1時～ 午後2時30分
120	6月27日(金)	世間と人権 —— 共存は可能か?	宮本要太郎 (室長、文学部教授)	
121	10月24日(金)	神経発達症をとまなう子どもの理解の視点	加戸 陽子 (研究員、文学部教授)	
122	11月28日(金)	トランスジェンダー生徒と学校	土肥 いつき (非常勤研究員)	

2025年度 人権問題研究室 研究学習会

日程	テーマ	講師	会場
4月11日(金)*	「障害の社会モデル」を実践に生かす ～大学における障害学生支援も含めて～	松波めぐみ (大阪公立大学アクセシビリティセ ンター特任准教授)	人権問題研究室 ※オンライン併催 ※オンラインのみ で開催
5月 9日(金)*	女性音楽評論家という「矛盾」 —日本のポピュラー音楽史をトランスナショ ナルな視点から相対化する	永富 真梨 (研究員、社会学部准教授)	
6月13日(金)*	「トラウマ」のレンズから子どもの人権保障を とらえなおす	渡邊 充佳 (非常勤研究員)	
7月11日(金)*	新しい世間(?)における人権の可能性を問う —— 「分人」概念を切り口に	宮本要太郎 (室長、文学部教授)	
10月10日(金)	被害のことを相談されたら、どうする? ～性暴力被害者支援の現場から伝えたいこと～	福岡ともみ (性暴力被害者支援センター・ひよ うご 副理事長)	
11月14日(金)*	ピアサポート養成研修からの問いかけ ～障害福祉サービスと障害アイデンティティーの現在～	姜 博久 (委嘱研究員)	
12月12日(金)*	フィリピン人結婚移民の高齢化 —家族関係と老後の居場所	高畑 幸 (静岡県立大学 国際関係学部 教授)	
1月 9日(金)*	台所の内と外から部落フェミニズムを考える	瀬戸 徐 映里奈 (近畿大学人権問題研究所講師)	

2025年度 人権問題研究室 部落問題研究班フィールドワーク(神戸)

日程	内容	場所
9月3日(水)	記念講演「兵庫の部落問題の現状と課題～阪神淡路大震災から30年」 北川真児(一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所研究員) フィールドワーク(賀川記念館ほか)	コミスタこうべ 神戸市内

(詳細はP.2～の開催レポートを参照)

編集後記

本号では、神戸での部落問題フィールドワーク報告、台湾における学校給食と「食マイノリティ」をめぐる調査、古代中国法制における障害者認識の史料分析、アウシュビッツ訪問記、そしてジェンダーおよびトランスジェンダーに関する書評を収録した。これらの多くは、研究員が現場に足を運び、資料や経験に直接向き合うなかで得られた報告である。本号が、人権を具体的な実践

として捉え直す契機となれば幸いである。

(青木)

関西大学人権問題研究室室報 第76号
2026年1月31日発行
発行/関西大学人権問題研究室
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号
電話 (06) 6368-1182
FAX (06) 6368-0081
<https://www.kansai-u.ac.jp/hrs/>